

事 務 連 絡
令和3年11月11日

各 県 立 学 校 長 様

体 育 保 健 課 長

新型コロナウイルス感染症に係る発熱等の風邪症状がある場合等の
児童生徒の登校について

各学校においては、「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」（以下、県対処方針という）等に基づき「同居家族に発熱等の症状がある場合（ワクチン接種後を含む）や濃厚接触の疑いに伴う PCR 検査を受けている場合も登校させない（学校保健安全法第 19 条の規定に基づく出席停止の措置）」として対応いただいているところです。

こうした中、ワクチン接種率も向上し、本県はもとより全国的にも新規感染者数が大幅に減少していることから、かかりつけ医等から「感染の疑いや恐れがなく登校は許可」の診断を受けた場合は登校を認めるようお願いします。

今後、第6波の到来など、県全体での感染防止対策が強化される事態となった場合は、改めて通知します。

兵庫県教育委員会事務局 体育保健課 保健安全・食育班（担当：森鼻） TEL 078-362-3789（直通） FAX 078-362-3959
